

株 主 各 位

大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号

株 式 会 社 ア イ ル

代表取締役社長 岩 本 哲 夫

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年10月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年10月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号 JPR堂島ビル
本社3階 大会議室 |
| 3. 目的事項
報 告 事 項 | 1. 第25期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.ill.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成26年8月1日から  
平成27年7月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(平成26年8月1日～平成27年7月31日)におけるわが国経済は、消費税率引上げによる駆け込み需要の反動も落ち着き、個人の消費や企業の設備投資も増加傾向となり、景気動向は、緩やかではありますが回復基調は続いております。

当社グループが属する情報サービス業界は、昨年3月の消費税増税の影響に伴う反動はあったものの、ソフトウェア投資も緩やかな増加傾向にあります。しかしながら、現在のソフトウェア投資には、従来の業務効率の改善はもちろんのこと、販売力及び競争力強化を含めた、企業業績の向上を実現する付加価値の高い提案が一層求められております。

このような状況のもと、当社グループは、ITの有効活用が必要な中堅・中小企業顧客の経営課題を解決するための商材を「リアル」と「Web」の両面から開発・提案し、顧客の企業力強化を図ることを「CROSS-OVER シナジー」戦略として取り組んでまいりました。

「CROSS-OVER シナジー」戦略は、当社グループが提唱してきた独自の提案スタイルで、「リアル」と「Web」それぞれの商材を複合的に提案することで、顧客の業務効率と販売力強化を実現するものであり、当社グループにとって商談時の競合力を強化するだけでなく、顧客満足度も向上させるものであります。この戦略効果により、当社グループが重視するストック型ビジネス商材の販売実績が大きく伸長し、利益体質の強化が図られております。

販売実績につきましては、「リアル」面では、主力のパッケージソフトウェア「アラジンオフィス」の商品力の強化を、業種別に継続して進め、販売面でもパートナー企業との連携に加え、東京、大阪、名古屋において「アラジンオフィス」の業種別セミナー及び展示会を開催し、豊富な業種別の導入事例をもとに顧客毎に最適なシステム活用方法をご提案させていただくことで、販売実績も順調に推移しました。「Web」面では、複数ネットショップ一元管理ソフトである「CROSS MALL」について、新たなショッピングモールとの連携開発を継続して取り組み、当連結会計年度においても、「Amazon.co.jp」との連携をはじめ、複数モールとの連携機能強化を行いました。既存の顧客から機能面における要望を収集し、迅速に新機能として反映させることで、商品力を向上させ販売実績を伸ばしました。また、ネットショップと実店舗のポイント・顧客一元管理ソフトである「CROSS POINT」は、低コストで購買履歴の把握までも可能

にし、スマートフォンをポイントカードとして利用できる機能等を開発したことも評価され、継続して販売実績を伸ばしております。

当連結会計年度においても、前年度から継続して製品の開発に注力しており、その為の積極的な人員強化を行いました。その結果、開発費用、人件費等が増加しましたが、先行投資として、今後も開発力の強化に取り組んでまいります。また、事業拡大に伴う人員の増加及び各事業部門における連携強化による効率化を目的として、今年の8月17日に名古屋支店の移転、来年の3月（予定）に大阪本社の移転を行うことを決定し、移転に伴う特別損失を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高7,037,455千円（前年同期比3.7%増）、営業利益324,867千円（前年同期比46.9%減）、経常利益350,177千円（前年同期比44.1%減）、当期純利益128,024千円（前年同期比63.7%減）となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、405,671千円であります。その主なものは、「アラジンオフィス・シリーズ」他販売用ソフトウェア311,986千円であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入金残高は40,000千円であり、前連結会計年度末に比べて40,000千円の減少となりました。

## 4. 対処すべき課題

当社グループは常に顧客視点の立場から「中堅・中小企業の企業価値向上」を目指し、基幹システムの構築、サポート保守、ネットワーク構築、セキュリティ、コンテンツプロバイダー、人材教育、Webコンサルティング、ECサイト構築、複数ネットショップ一元管理ソフト、ポイント・顧客一元管理ソフトの提供業務等、顧客への企業力強化のためソリューション・製品を拡充してまいりました。

今後も、更なる企業価値創造を進め収益性の高いビジネスを展開していくため、以下の3項目を最重要課題といたします。

### ① 営業戦略の強化

当社グループでは、今後一層の事業展開を図るにあたり、全社的な拡販体制の強化と各営業担当者の商談効率および提案内容の向上を図っていくことが重要な課題と考えております。拡販体制においては、各ビジネスパートナーとの連携を強化し、基幹システムについては「アラジンオフィス・シリーズ」を主力商品とし各業種別バリエーションの充実と、業種別ノウハウを蓄積することで商品力の強化に努めます。また、当事業では、上記の基幹システムとWeb系の

提案をより効果的に進めるため、ASP型サービスとなる複数ネットショップ一元管理ソフト「CROSS MALL」やポイント・顧客一元管理ソフト「CROSS POINT」等のWeb商材を開発し、これらの商材を起点とし「アラジンオフィス」、「Webドクターサービス」、「ECサイト」等を連携させた複合提案を行うことで、「リアル」と「Web」をつなぐ「オール・ワンストップ」サービスを実現してまいります。更に顧客企業の経営効率の追求だけでなく企業競争力の向上に努め、他社との差別化を明確にするとともに、新たな拠点展開も視野に入れた地域密着による営業展開を行ってまいります。

## ② 開発工程における生産性の向上、システム品質の向上への取り組み

近年のシステム開発におきましては、顧客からのシステムに対する要望の高度化、システム仕様の複雑化、納期の短期化等により、品質確保が困難となるとともに開発コストの増加傾向が見られるため、今後一層の開発工程における生産性の向上とシステム品質の向上が重要な課題であると考えております。現状のプログラムのモジュール化、カスタマイズのテンプレート化、納品前のプログラムテストの強化、外注の指導向上を継続し開発工程におけるノウハウが蓄積されることで、更に生産性の向上とシステム品質の向上を図れるよう取り組んでまいります。

## ③ 「リアル」と「Web」の融合による付加価値の更なる向上

当社グループでは、今後も独自のスタイルである「CROSS-OVER シナジー」戦略を市場で推進していくため、「リアル」と「Web」の両面から、当社グループのソリューション、製品を有機的に結合させ、新たに付加価値の高いトータルソリューションパッケージとして市場に提供することで、「中堅・中小企業の企業価値向上」を目指すとともに、当社グループも高収益体質の確立に取り組んでまいります。

今後一層、「CROSS-OVER シナジー」戦略の深耕を図ることで競合他社との「差別化」を強固にすべく取り組んでまいります。

## ５． 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況

(単位：千円)

| 区 分            | 第22期<br>(平成24年 7 月期) | 第23期<br>(平成25年 7 月期) | 第24期<br>(平成26年 7 月期) | 第25期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年 7 月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高          | 4, 620, 466          | 5, 648, 158          | 6, 786, 363          | 7, 037, 455                       |
| 経 常 利 益        | 246, 997             | 311, 272             | 626, 360             | 350, 177                          |
| 当 期 純 利 益      | 126, 336             | 205, 837             | 352, 969             | 128, 024                          |
| 1 株当たり当期純利益(円) | 44. 40               | 36. 17               | 60. 28               | 20. 49                            |
| 総 資 産          | 2, 351, 857          | 2, 764, 846          | 3, 494, 415          | 3, 887, 676                       |
| 純 資 産          | 1, 160, 555          | 1, 382, 976          | 1, 801, 223          | 1, 847, 219                       |
| 1 株当たり純資産額(円)  | 404. 35              | 237. 03              | 288. 55              | 295. 22                           |

(注) 当社は平成25年 8 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産および損益の状況

(単位：千円)

| 区 分            | 第22期<br>(平成24年 7 月期) | 第23期<br>(平成25年 7 月期) | 第24期<br>(平成26年 7 月期) | 第25期 (当期)<br>(平成27年 7 月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 売 上 高          | 4, 352, 301          | 5, 365, 999          | 6, 431, 459          | 6, 653, 681               |
| 経 常 利 益        | 234, 336             | 291, 160             | 596, 561             | 311, 214                  |
| 当 期 純 利 益      | 113, 836             | 162, 312             | 362, 964             | 128, 034                  |
| 1 株当たり当期純利益(円) | 40. 01               | 28. 52               | 61. 99               | 20. 49                    |
| 総 資 産          | 2, 314, 649          | 2, 684, 274          | 3, 384, 829          | 3, 788, 314               |
| 純 資 産          | 1, 148, 054          | 1, 326, 951          | 1, 800, 630          | 1, 817, 689               |
| 1 株当たり純資産額(円)  | 399. 95              | 227. 18              | 288. 45              | 290. 50                   |

(注) 当社は平成25年 8 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名      | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容     |
|------------|----------|----------|-------------------|
| 株式会社ウェブベース | 50,000千円 | 100%     | ファッション業向けシステム開発販売 |

## 7. 主要な事業内容（平成27年7月31日現在）

### ① システムソリューション事業

- ・コンピュータ、ネットワークシステム等の販売事業
- ・システムのコンサルティング・設計・開発・サポート保守事業
- ・人材教育サービス事業

### ② Webソリューション事業

- ・ホームページ活用支援サービス事業
- ・ECサイト構築事業
- ・複数ネットショップ一元管理、ポイント・顧客一元管理サービス事業
- ・インターネットによる求人・求職事業

## 8. 主要な事業所（平成27年7月31日現在）

### ① 当社の主要な事業所

| 名 称     | 所 在 地                        |
|---------|------------------------------|
| 本 社     | 大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号JPR堂島ビル    |
| 東 京 本 社 | 東京都港区芝公園二丁目6番3号芝公園フロントタワー    |
| 名古屋支店   | 名古屋市中区錦三丁目5番31号ジブラルタ生命名古屋錦ビル |

### ② 子会社の主要な事業所

| 名 称        | 所 在 地              |
|------------|--------------------|
| 株式会社ウェブベース | 大阪府豊中市蛸池東町二丁目2番18号 |

9. 使用人の状況（平成27年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 476名    | 43名増                  |

（注）使用人数には、使用人兼務取締役、パート社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 466名    | 42名増        | 31.0歳   | 6.0年        |

（注）使用人数には、使用人兼務取締役、パート社員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（平成27年7月31日現在）

| 借入先       | 借入残高     |
|-----------|----------|
| 株式会社りそな銀行 | 40,000千円 |

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成27年7月31日現在）

1. 発行可能株式総数 15,000,000株
2. 発行済株式の総数 6,256,000株  
(うち自己株式 286株)
3. 株主数 2,285名

### 4. 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------|------------|---------|
| 岩 本 哲 夫                   | 1,918,000株 | 30.66%  |
| 有 限 会 社 G T ホ ー ル デ ィ ン グ | 1,425,000株 | 22.78%  |
| 鈴 木 太 一                   | 300,000株   | 4.80%   |
| ア イ ル 社 員 持 株 会           | 185,000株   | 2.96%   |
| 小 西 好 人                   | 121,200株   | 1.94%   |
| ア イ ル 役 員 持 株 会           | 104,700株   | 1.67%   |
| 小 倉 直 子                   | 56,000株    | 0.90%   |
| 玉 井 正 彦                   | 52,100株    | 0.83%   |
| 大 黒 仁 士                   | 46,000株    | 0.74%   |
| 熊 谷 幸 司                   | 45,300株    | 0.72%   |

（注）持株比率は、自己株式（286株）を控除して計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式の総数は21,000株増加しております。



### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成27年7月31日現在）  
該当事項はございません。
2. 当事業年度中において当社使用人等に交付された新株予約権等の状況  
該当事項はございません。

### Ⅳ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役に関する事項（平成27年7月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                   |
|-----------|---------|---------------------------------|
| 代表取締役社長   | 岩 本 哲 夫 |                                 |
| 常 務 取 締 役 | 尾 崎 幸 司 | システム営業統括本部長<br>株式会社ウェブベース取締役    |
| 常 務 取 締 役 | 土 井 正 志 | システムサポート本部長                     |
| 取 締 役     | 山 本 浩 孝 | ASP事業部長                         |
| 取 締 役     | 戸 田 泰 裕 | 経営管理本部長<br>株式会社ウェブベース監査役        |
| 取 締 役     | 岩 本 亮 磨 | ビジネスパートナー推進本部長<br>株式会社ウェブベース取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 大 黒 仁 士 |                                 |
| 監 査 役     | 高 井 正 武 |                                 |
| 監 査 役     | 藤 田 隆 大 | 公認会計士藤田隆大事務所所長                  |

- (注) 1. 監査役高井正武および藤田隆大は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。なお、当社は、監査役高井正武および藤田隆大を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役藤田隆大は、公認会計士および税理士として財務および会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
3. 常務取締役尾崎幸司の戸籍上の表記は、熊谷幸司であります。
4. 監査役藤田隆大の重要な兼職先である公認会計士藤田隆大事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

#### 2. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 6名 145,648千円

監査役 4名 17,555千円（うち社外 2名 8,104千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役の報酬等の総額には、平成26年10月29日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数、取締役6名および監査役3名であります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### ① 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                             |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 高 井 正 武 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 藤 田 隆 大 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

### 4. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。しかし、今般の会社法改正や社会情勢の変化等を考慮し、社外取締役の選任を検討してまいりました。

今回、会社法の改正を機に、当社はコーポレート・ガバナンス体制の充実を図り、透明性の高い経営を目指す為に委員の過半数が社外取締役である監査等委員会設置会社へ移行することとし、本総会の第4号議案において監査等委員である取締役3名の選任を付議いたします。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 20,000千円  |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき、当社が、会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その責務を行うにあたり善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

## VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。なお、この内部統制システムの基本方針は、平成27年5月12日開催の取締役会において承認されたものです。

### 1. 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が、法令、定款ならびに社会規範・倫理、社内規程・行動規範・行動指針等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築する。コンプライアンス体制の徹底を図るため、当社経営管理本部が子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。

また、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、監査役等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の職務執行に関するコンプライアンス遵守状況等について監査し、その内容について当社代表取締役および当社監査役に報告する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、定められた期間、保存・管理する。
- ② 取締役および監査役は職務の執行状況を確認するため、①に定める文書を随時閲覧することができるものとする。

### 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等）について、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行うものとする。

また、当社グループ全体のリスク状況に関しては当社リスク管理委員会が把握し、その実効性を確保する。

なお、新たに生じた重要なリスクについては当社取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

**4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行する。取締役会で決議すべき事項および承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議や全社会議等を設置し効率的な運営を図る。

また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

- ② 当社グループは、中期経営計画および単年度の経営計画に基づき、各部署および子会社において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される当社取締役会において月次業績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講ずる。

**5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループにおける業務の適正と効率化の確保を図るため、「関係会社管理規程」を整備しており、業務執行を担当する取締役は子会社から定期的に報告を受け、代表取締役または取締役会に報告し、必要に応じて子会社に対し指示・要請を行う体制をとる。

また、子会社への監査役の派遣および内部監査室による内部監査の実施等により、当社グループの企業集団としてのリスク管理体制および法令遵守体制の強化を図る。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととする。

また、監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査役の承認を得た上で決定するものとする。

**7. 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

当社グループの取締役および使用人は、著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて当社監査役に報告することとする。

当社監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとし、当社監査役はいつでも、経営会議等各種会議の議事録および議事資料を自由に閲覧することができるものとする。

また、当社グループは、当該報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止するものとする。

**8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

**9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、会計監査人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保するものとする。また、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、定めのない事項に関しても、取締役および使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めることができることとする。

**10. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その仕組みの適正性を継続的に評価することで、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性を確保することとする。

**11. 反社会的勢力排除に向けた体制**

経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、財団法人大阪府暴力追放推進センターへ加盟し、反社会的勢力の動向に関する情報収集に努めるとともに、所轄警察署、顧問弁護士との連携体制の構築を行うものとする。また、「反社会的勢力対応基準」により、取引先の信用調査の実施、反社会的勢力への対応要領等を定めるものとする。

## VII. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取組みは、以下の通りであります。

### 1. コンプライアンス

インサイダー取引防止、反社会的勢力排除を図るため社内規程や内部通報制度の周知を継続的に行っております。また、反社会的勢力排除に向けた対応については、「コンプライアンスおよび反社会的勢力ではないことの誓約書」の提出を受けております。

### 2. 当企業集団のリスクマネジメント

自然災害対策として、主要サーバに関してはバックアップを拠点間で同期しており、大規模災害時の業務継続性が担保できるようにしております。

また、社内リスク管理委員会を毎月1回で開催しております。

### 3. 財務報告に係る内部統制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、取締役会に報告しております。

### 4. 内部監査体制

内部監査室が内部監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。)

# 連結貸借対照表

(平成27年7月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |           | 負 債 の 部                 |           |
|---------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 科 目           | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
| 流 動 資 産       | 2,780,594 | 流 動 負 債                 | 1,492,161 |
| 現 金 及 び 預 金   | 851,094   | 買 掛 金                   | 281,534   |
| 受取手形及び売掛金     | 1,161,295 | 1年以内返済予定の<br>長期借入金      | 40,000    |
| 商 品           | 149,298   | 未 払 金                   | 214,836   |
| 仕 掛 品         | 493,241   | 預 り 金                   | 204,243   |
| 繰延税金資産        | 84,010    | 未 払 法 人 税 等             | 133,468   |
| そ の 他         | 48,767    | 賞 与 引 当 金               | 31,500    |
| 貸倒引当金         | △7,114    | 製 品 保 証 引 当 金           | 22,319    |
| 固 定 資 産       | 1,107,081 | 本 社 移 転 損 失 引 当 金       | 78,674    |
| 有 形 固 定 資 産   | 97,010    | そ の 他                   | 485,585   |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 109,420   | 固 定 負 債                 | 548,296   |
| 工具、器具及び備品     | 147,164   | 退職給付に係る負債               | 474,681   |
| 減価償却累計額       | △159,573  | 役員退職慰労引当金               | 63,088    |
| 無 形 固 定 資 産   | 534,317   | そ の 他                   | 10,525    |
| の れ ん         | 28,325    | 負 債 合 計                 | 2,040,457 |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 293,480   | 純 資 産 の 部               |           |
| ソフトウェア仮勘定     | 210,772   | 株 主 資 本                 | 1,863,288 |
| そ の 他         | 1,739     | 資 本 金                   | 353,887   |
| 投資その他の資産      | 475,754   | 資 本 剰 余 金               | 318,887   |
| 差 入 保 証 金     | 311,622   | 利 益 剰 余 金               | 1,190,591 |
| 繰延税金資産        | 162,882   | 自 己 株 式                 | △78       |
| そ の 他         | 13,215    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計     | △16,491   |
| 貸倒引当金         | △11,966   | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △16,491   |
| 資 産 合 計       | 3,887,676 | 新 株 予 約 権               | 422       |
|               |           | 純 資 産 合 計               | 1,847,219 |
|               |           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 3,887,676 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連 結 損 益 計 算 書

( 平成26年 8 月 1 日から )  
( 平成27年 7 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     |           |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                       |         | 7,037,455 |
| 売 上 原 価                     |         | 4,270,562 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 2,766,893 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 2,442,025 |
| 営 業 利 益                     |         | 324,867   |
| 営 業 外 収 益                   |         |           |
| 受 取 手 数 料                   | 14,581  |           |
| 違 約 金 収 入                   | 11,486  |           |
| そ の 他                       | 1,007   | 27,075    |
| 営 業 外 費 用                   |         |           |
| 支 払 利 息                     | 1,756   |           |
| そ の 他                       | 9       | 1,765     |
| 経 常 利 益                     |         | 350,177   |
| 特 別 損 失                     |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 102     |           |
| 本 社 移 転 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 78,674  | 78,776    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 271,400   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 181,285 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △37,908 | 143,376   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 128,024   |
| 当 期 純 利 益                   |         | 128,024   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から)  
(平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                 | 350,585 | 315,585   | 1,178,371 | △78     | 1,844,464   |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |         |           | △22,283   |         | △22,283     |
| 会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高   | 350,585 | 315,585   | 1,156,088 | △78     | 1,822,180   |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 新株の発行（新株予約権の行使）           | 3,302   | 3,302     |           |         | 6,604       |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △93,520   |         | △93,520     |
| 当 期 純 利 益                 |         |           | 128,024   |         | 128,024     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 3,302   | 3,302     | 34,503    | －       | 41,107      |
| 当 期 末 残 高                 | 353,887 | 318,887   | 1,190,591 | △78     | 1,863,288   |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                       | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------|
|                           | 退職給付に係る調整累計額          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |           |           |
| 当 期 首 残 高                 | △45,437               | △45,437               | 2,197     | 1,801,223 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |                       |                       |           | △22,283   |
| 会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高   | △45,437               | △45,437               | 2,197     | 1,778,940 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |                       |           |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）           |                       |                       |           | 6,604     |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |                       |           | △93,520   |
| 当 期 純 利 益                 |                       |                       |           | 128,024   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 28,945                | 28,945                | △1,774    | 27,171    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 28,945                | 28,945                | △1,774    | 68,278    |
| 当 期 末 残 高                 | △16,491               | △16,491               | 422       | 1,847,219 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ① 連結子会社の数       | 1 社        |
| 連結子会社の名称        | 株式会社ウェブベース |
| ② 主要な非連結子会社の名称等 |            |
| 該当事項はありません。     |            |

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物      10～50年

工具、器具及び備品   4～10年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- |             |                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------|
| ロ．賞与引当金     | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。 |
| ハ．製品保証引当金   | 製品の無償補修費用に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。       |
| ニ．役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。     |
| ホ．本社移転損失引当金 | 大阪本社移転に伴って発生する損失に備えるため、発生見込額を計上しております。            |
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ．退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ．数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理をしております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
- 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却については、5年間にわたる均等償却を行っております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が34,601千円増加し、利益剰余金が22,283千円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

未払金の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、流動負債のその他（前連結会計年度170,477千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、未払金（当連結会計年度214,836千円）として表示しております。

### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積額の変更

当連結会計年度において、翌連結会計年度に大阪本社を移転することを決定しました。これにより、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務の履行時期を合理的に見積もることが可能となったため、資産除去債務24,000千円を計上しております。

この見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は5,538千円減少しております。

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 6,235,000株    | 21,000株      | 一株           | 6,256,000株   |

(注) 普通株式の株式数の増加21,000株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 286株          | 一株           | 一株           | 286株         |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決 議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|------------|-------------|------------|-------------|
| 平成26年10月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 93,520     | 15.0        | 平成26年7月31日 | 平成26年10月30日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定               | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-------|------------|-------------|------------|-------------|
| 平成27年10月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 93,835     | 15.0        | 平成27年7月31日 | 平成27年10月30日 |

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            |                 |
|------------|-----------------|
|            | 平成24年ストック・オプション |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式            |
| 目的となる株式の数  | 5,000株          |
| 新株予約権の残高   | 25個             |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な設備投資計画に照らして、当該必要資金以外の一時的な余資を安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、債権・債務管理規程に従い、営業債権については管理部門が個別に回収期日及び残高を管理し、回収期日の大幅な遅延が懸念される取引相手の早期把握を図っております。

当社グループは、管理部門が月次で資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

|                     | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額    |
|---------------------|----------------|-----------|-------|
| 1 現金及び預金            | 851,094        | 851,094   | —     |
| 2 受取手形及び売掛金         | 1,161,295      | 1,161,295 | —     |
| 3 差入保証金             | 77,484         | 75,774    | 1,710 |
| 資産計                 | 2,089,875      | 2,088,165 | 1,710 |
| 1 買掛金               | 281,534        | 281,534   | —     |
| 2 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 40,000         | 40,000    | —     |
| 3 未払金               | 214,836        | 214,836   | —     |
| 4 預り金               | 204,243        | 204,243   | —     |
| 5 未払法人税等            | 133,468        | 133,468   | —     |
| 負債計                 | 874,081        | 874,081   | —     |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

1 現金及び預金、2 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3 差入保証金

約定期間に基づく返還額に対し、与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負 債

1 買掛金、2 1年内返済予定の長期借入金、3 未払金、4 預り金、5 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 差入保証金 | 234,137    |

差入保証金の一部については、返還期限の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「3 差入保証金」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|           | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金    | 851,094   | —           | —            | —    |
| 受取手形及び売掛金 | 1,161,295 | —           | —            | —    |
| 差入保証金     | 1,778     | 75,706      | —            | —    |
| 合計        | 2,014,168 | 75,706      | —            | —    |

## (注4) 有利子負債の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                   | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 40,000 | —           | —           | —           | —           | —   |
| 合計                | 40,000 | —           | —           | —           | —           | —   |

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 295円22銭  
(2) 1株当たり当期純利益 20円49銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. スtock・オプションに関する注記

- (1) スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

- (2) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社は平成25年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、以下の数値は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

## ① スtock・オプションの内容

|                         | 平成24年スtock・オプション                                                                                                         |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数            | 当社取締役 5名<br>当社従業員 53名                                                                                                    |
| 株式の種類別のスtock・オプションの数(注) | 普通株式 570,000株                                                                                                            |
| 付与日                     | 平成24年3月14日                                                                                                               |
| 権利確定条件                  | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。<br>ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                  | 定めておりません。                                                                                                                |
| 権利行使期間                  | 自平成26年3月15日 至平成28年3月14日                                                                                                  |

(注) 株式数に換算して記載しております。



②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

イ．ストック・オプションの数

|           | 平成24年ストック・オプション |
|-----------|-----------------|
| 権利確定前 (株) |                 |
| 前連結会計年度末  | —               |
| 付与        | —               |
| 失効        | —               |
| 権利確定      | —               |
| 未確定残      | —               |
| 権利確定後 (株) |                 |
| 前連結会計年度末  | 26,000          |
| 権利確定      | —               |
| 権利行使      | 21,000          |
| 失効        | —               |
| 未行使残      | 5,000           |

ロ．単価情報

|                    | 平成24年ストック・オプション |
|--------------------|-----------------|
| 権利行使価格 (円)         | 230             |
| 行使時平均株価 (円)        | 2,240           |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 84.5            |

(3) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 7 月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部                      |           |
|-------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| 科 目               | 金 額       | 科 目                          | 金 額       |
| 流 動 資 産           | 2,342,005 | 流 動 負 債                      | 1,456,375 |
| 現 金 及 び 預 金       | 468,309   | 買 掛 金                        | 263,799   |
| 受 取 手 形           | 77,847    | 1 年 内 返 済 予 定 の<br>長 期 借 入 金 | 40,000    |
| 売 掛 金             | 1,033,624 | 未 払 金                        | 213,473   |
| 商 品               | 150,517   | 未 払 費 用                      | 153,530   |
| 仕 掛 品             | 490,835   | 未 払 法 人 税 等                  | 126,457   |
| 前 渡 金             | 5,728     | 未 払 消 費 税 等                  | 122,110   |
| 前 払 費 用           | 37,930    | 前 受 金                        | 178,027   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 80,660    | 預 り 金                        | 202,483   |
| そ の 他             | 3,621     | 賞 与 引 当 金                    | 31,500    |
| 貸 倒 引 当 金         | △7,070    | 製 品 保 証 引 当 金                | 22,319    |
| 固 定 資 産           | 1,446,309 | 資 産 除 去 債 務                  | 24,000    |
| 有 形 固 定 資 産       | 94,801    | 本 社 移 転 損 失<br>引 当           | 78,674    |
| 建 物               | 99,644    | 固 定 負 債                      | 514,249   |
| 構 築 物             | 8,707     | 退 職 給 付 引 当 金                | 449,462   |
| 工具、器具及び備品         | 132,136   | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 54,260    |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △145,687  | 資 産 除 去 債 務                  | 10,525    |
| 無 形 固 定 資 産       | 505,644   | 負 債 合 計                      | 1,970,624 |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 293,422   | 純 資 産 の 部                    |           |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 210,772   | 株 主 資 本                      | 1,817,267 |
| そ の 他             | 1,449     | 資 本 金                        | 353,887   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 845,863   | 資 本 剰 余 金                    | 318,887   |
| 関 係 会 社 株 式       | 383,601   | 資 本 準 備 金                    | 318,887   |
| 破 産 更 生 債 権 等     | 8,967     | 利 益 剰 余 金                    | 1,144,570 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 154,620   | そ の 他 利 益 剰 余 金              | 1,144,570 |
| 差 入 保 証 金         | 306,537   | 繰 越 利 益 剰 余 金                | 1,144,570 |
| そ の 他             | 2,980     | 自 己 株 式                      | △78       |
| 貸 倒 引 当 金         | △10,842   | 新 株 予 約 権                    | 422       |
| 資 産 合 計           | 3,788,314 | 純 資 産 合 計                    | 1,817,689 |
|                   |           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計            | 3,788,314 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年 8 月 1 日から  
平成27年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売 上 高           |         | 6,653,681 |
| 売 上 原 価         |         | 4,130,823 |
| 売 上 総 利 益       |         | 2,522,857 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,277,616 |
| 営 業 利 益         |         | 245,241   |
| 営 業 外 収 益       |         |           |
| 受 取 利 息         | 187     |           |
| 受 取 配 当 金       | 40,800  |           |
| 受 取 手 数 料       | 14,565  |           |
| 違 約 金 収 入       | 11,486  |           |
| そ の 他           | 698     | 67,738    |
| 営 業 外 費 用       |         |           |
| 支 払 利 息         | 1,756   |           |
| そ の 他           | 9       | 1,765     |
| 経 常 利 益         |         | 311,214   |
| 特 別 損 失         |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損   | 102     |           |
| 本社移転損失引当金繰入額    | 78,674  | 78,776    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |         | 232,438   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 151,562 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △47,157 | 104,404   |
| 当 期 純 利 益       |         | 128,034   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から  
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |             |              |             |      |            |
|-------------------------|---------|---------|-------------|--------------|-------------|------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金        |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
|                         |         |         |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |      |            |
| 当期首残高                   | 350,585 | 315,585 | 315,585     | 1,132,340    | 1,132,340   | △78  | 1,798,433  |
| 会計方針の変更による累<br>積的影響額    |         |         |             | △22,283      | △22,283     |      | △22,283    |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高   | 350,585 | 315,585 | 315,585     | 1,110,057    | 1,110,057   | △78  | 1,776,149  |
| 当期変動額                   |         |         |             |              |             |      |            |
| 新株の発行（新株予約権<br>の行使）     | 3,302   | 3,302   | 3,302       |              |             |      | 6,604      |
| 剰余金の配当                  |         |         |             | △93,520      | △93,520     |      | △93,520    |
| 当期純利益                   |         |         |             | 128,034      | 128,034     |      | 128,034    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |             |              |             |      | －          |
| 当期変動額合計                 | 3,302   | 3,302   | 3,302       | 34,513       | 34,513      | －    | 41,117     |
| 当期末残高                   | 353,887 | 318,887 | 318,887     | 1,144,570    | 1,144,570   | △78  | 1,817,267  |

|                         | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|--------|-----------|
| 当期首残高                   | 2,197  | 1,800,630 |
| 会計方針の変更による累<br>積的影響額    |        | △22,283   |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高   | 2,197  | 1,778,346 |
| 当期変動額                   |        |           |
| 新株の発行（新株予約権<br>の行使）     |        | 6,604     |
| 剰余金の配当                  |        | △93,520   |
| 当期純利益                   |        | 128,034   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △1,774 | △1,774    |
| 当期変動額合計                 | △1,774 | 39,343    |
| 当期末残高                   | 422    | 1,817,689 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② たな卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 4～10年

#### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。

#### ③ 製品保証引当金

製品の無償補修費用に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理をしております。

- |             |                                               |
|-------------|-----------------------------------------------|
| ⑤ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| ⑥ 本社移転損失引当金 | 大阪本社移転に伴って発生する損失に備えるため、発生見込額を計上しております。        |

#### (4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が34,601千円増加し、利益剰余金が22,283千円減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積額の変更

当事業年度において、翌事業年度に大阪本社を移転することを決定しました。これにより、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務の履行時期を合理的に見積もることが可能となったため、資産除去債務24,000千円を計上しております。

この見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は5,538千円減少しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 6,294千円 |
| 短期金銭債務 | 8,560千円 |

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 15,351千円  |
| 売上原価       | 159,093千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 40,800千円  |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 286株 |
|------|------|

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

流動資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払金       | 7,979千円  |
| 未払事業税     | 10,755千円 |
| 賞与引当金     | 10,395千円 |
| 製品保証引当金   | 7,365千円  |
| 未払事業所税    | 2,948千円  |
| 本社移転損失引当金 | 25,962千円 |
| 資産除去債務    | 7,920千円  |
| その他       | 7,335千円  |
| 小計        | 80,660千円 |

固定資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 退職給付引当金   | 144,726千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 17,471千円  |
| 減価償却費     | 13,458千円  |
| その他       | 6,939千円   |
| 小計        | 182,597千円 |

評価性引当額 △21,885千円

繰延税金資産合計 241,373千円

(繰延税金負債)

固定負債

資産除去費用 △6,092千円

繰延税金負債合計 △6,092千円

繰延税金資産の純額 235,280千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額が22,484千円減少し、法人税等調整額（借方）が同額増加しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 290円50銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 20円49銭  |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月3日

株式会社アイル  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅 田 佳 成 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイルの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 9 月 3 日

株式会社アイル  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅 田 佳 成 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイルの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年9月4日

株式会社 アイル 監査役会

常勤監査役 大 黒 仁 士 ㊟

監 査 役 高 井 正 武 ㊟

監 査 役 藤 田 隆 大 ㊟

(注) 監査役 高井正武 及び 藤田隆大 は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、継続した配当を基本方針としつつ、経営成績および配当性向等を総合的に勘案して実施することとしておりますが、当事業年度につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき15円とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、93,835,710円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年10月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。つきましては、監査等委員会を設置し、議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)による取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図り、透明性の高い経営を目指すために監査等委員会設置会社へと移行し、関連する定款の一部を変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、非業務執行取締役等との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条(取締役の責任免除、変更後の定款第28条)の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の変更に伴う条数の修正等ならびに規定内容を明確化するための変更を一部加えるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                               | 変 更 案                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第3条(条文省略)<br><br>(機関)<br>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査役</u> | 第1章 総 則<br>第1条～第3条(現行どおり)<br><br>(機関)<br>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 監査役会<br/>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第16条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）<br/>第17条 <u>当会社の取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）<br/>第18条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2（条文省略）<br/>3（条文省略）</p> <p>（任期）<br/>第19条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（新 設）</p> | <p>（削 除）</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第16条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）<br/>第17条 <u>当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、15名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）<br/>第18条 <u>監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2（現行どおり）<br/>3（現行どおり）</p> <p>（任期）<br/>第19条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>（削 除）</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第21条 (条文省略)<br/>2 (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</u><br/>第20条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第22条 (現行どおり)<br/>2 (現行どおり)<br/><u>3 前2項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役および<u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条（条文省略）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第25条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第27条（条文省略）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第27条 <u>監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ<u>別</u>して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条（現行どおり）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="165 142 505 169">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="137 215 217 242"><u>(員数)</u></p> <p data-bbox="124 252 546 316">第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="137 360 262 387"><u>(選任方法)</u></p> <p data-bbox="124 397 546 461">第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="124 470 546 604">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="137 649 217 676"><u>(任期)</u></p> <p data-bbox="124 686 546 820">第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="124 829 546 963">2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="137 1008 284 1035"><u>(補欠監査役)</u></p> <p data-bbox="124 1045 546 1179">第31条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p data-bbox="124 1189 546 1252">2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条第2項の規定を準用する。</p> <p data-bbox="124 1262 546 1396">3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p data-bbox="661 142 904 169">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="736 252 828 279">(削 除)</p> <p data-bbox="736 397 828 424">(削 除)</p> <p data-bbox="736 470 828 497">(削 除)</p> <p data-bbox="736 686 828 713">(削 除)</p> <p data-bbox="736 829 828 857">(削 除)</p> <p data-bbox="736 1045 828 1072">(削 除)</p> <p data-bbox="736 1189 828 1216">(削 除)</p> <p data-bbox="736 1262 828 1289">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                         | 変 更 案        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p><u>4 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p>                                       | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(常勤監査役)</u><br/> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>                                                                | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                     | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                      | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                             | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                           | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(報酬等)</u><br/> <u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> <u>第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>                                                                                                                                        |
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人<br/>第39条～第40条（条文省略）</p> <p>（報酬等）<br/>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第42条～第45条（条文省略）</p> <p>（配当金の除斥期間）<br/>第46条（条文省略）<br/>（新 設）</p> | <p><u>（監査等委員会規程）</u><br/><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人<br/>第32条～第33条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）<br/>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第35条～第38条（現行どおり）</p> <p>（配当金の除斥期間）<br/>第39条（現行どおり）<br/><u>2 未払の配当金には利息を付さない。</u></p> |





### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                 | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | いわ もと てつ お<br>岩 本 哲 夫<br>(昭和30年8月4日)   | 昭和54年4月 ㈱大塚商会入社<br>平成3年2月 当社設立<br>平成3年2月 当社代表取締役社長就任（現任）                                                                                                                                                                               | 1,918,000株     |
| 2          | お ぎ き こう じ<br>尾 崎 幸 司<br>(昭和48年1月4日)   | 平成7年4月 当社入社<br>平成19年8月 当社東京システムソリューション<br>営業部長就任<br>平成19年10月 当社執行役員就任<br>平成20年10月 当社取締役就任<br>平成22年8月 当社営業本部長就任<br>平成23年8月 ㈱ウェブベース取締役就任（現任）<br>平成23年10月 当社常務取締役就任（現任）<br>平成24年8月 当社システムソリューション<br>事業部長就任<br>平成26年8月 当社システム営業統括本部長就任（現任） | 45,300株        |
| 3          | ど い ま さ し<br>土 井 正 志<br>(昭和49年1月6日)    | 平成8年4月 当社入社<br>平成20年10月 当社システムソリューション<br>事業部システムサポート部 部長就任<br>平成22年5月 当社取締役システムサポート<br>本部長就任（現任）<br>平成25年10月 当社常務取締役就任（現任）                                                                                                             | 33,000株        |
| 4          | やま もと ひろ たか<br>山 本 浩 孝<br>(昭和47年7月19日) | 平成8年4月 当社入社<br>平成21年10月 当社システムソリューション事業部<br>Webソリューション部 部長就任<br>平成22年5月 当社執行役員就任<br>平成22年10月 当社取締役就任（現任）<br>平成24年8月 当社Webソリューション事業部長就任<br>平成26年8月 当社ASP事業部長就任<br>平成27年8月 当社クラウド事業部長就任（現任）                                              | 33,800株        |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                   | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | と だ やす ひろ<br>戸 田 泰 裕<br>(昭和47年11月24日) | 平成20年7月 当社入社<br>平成20年10月 当社経営管理本部長就任（現任）<br>平成21年2月 当社執行役員就任<br>平成23年8月 ㈱ウェブベース監査役就任（現任）<br>平成23年10月 当社取締役就任（現任）                                                                                                                   | 一株             |
| 6         | いわ もと りょう ま<br>岩 本 亮 磨<br>(昭和61年3月8日) | 平成23年11月 当社入社 経営企画室部長就任<br>平成24年4月 当社執行役員就任<br>平成24年8月 当社システムソリューション事業部<br>パートナー推進部長就任<br>平成25年10月 当社取締役就任（現任）<br>当社パートナー推進本部長就任<br>平成26年5月 ㈱ウェブベース取締役就任（現任）<br>平成26年8月 当社ビジネスパートナー推進本部長就任<br>平成27年8月 当社ビジネスパートナー推進統括本部長<br>就任（現任） | 24,000株        |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者岩本哲夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 候補者尾崎幸司氏の戸籍上の表記は、熊谷幸司であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | おお ぐろ ひと し<br>大 黒 仁 士<br>(昭和40年6月9日)  | 平成3年2月 当社入社<br>平成22年1月 当社内部監査室長就任<br>平成23年8月 当社経営管理本部人事総務部長就任<br>平成24年4月 当社執行役員就任<br>平成26年10月 当社常勤監査役就任(現任)            | 46,000株        |
| 2         | たか い まさ たけ<br>高 井 正 武<br>(昭和22年5月17日) | 昭和46年4月 大和証券㈱入社<br>平成16年9月 ㈱マツダレンタカー(現 タイムズモ<br>ビリティネットワークス㈱) 常務取締<br>役就任<br>平成21年4月 当社常勤監査役就任<br>平成26年10月 当社監査役就任(現任) | 一株             |
| 3         | ふじ た たか ひろ<br>藤 田 隆 大<br>(昭和51年2月10日) | 平成10年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監<br>査法人) 入所<br>平成13年4月 公認会計士登録<br>平成17年4月 公認会計士藤田隆大事務所開設 所長<br>就任(現任)<br>平成21年4月 当社監査役就任(現任)  | 一株             |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高井正武および藤田隆大の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、東京証券取引所に対し、独立役員(社外取締役)として届け出る予定であります。
3. 高井正武氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、企業経営に関する知識、経験が十分であり、企業統治についても高い見識を持ち、コーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただけるものと判断したからであります。なお、同氏の当社監査役在任期間は本総会終結の時をもって6年6ヶ月であります。
4. 藤田隆大氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識および経験が、当社の監査体制を更に充実、強化していただけるものと判断したからであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社監査役在任期間は本総会終結の時をもって6年6ヶ月で

あります。

5. 当社は、高井正武氏および藤田隆氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、両氏が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、大黒仁士氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                | 所有する当社の株<br>式数 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 三田 与志雄<br>(昭和48年11月7日) | 平成12年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所<br>平成16年4月 公認会計士登録<br>平成20年7月 三田公認会計士事務所開設(現任) | 一株             |

(注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 三田与志雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 補欠の社外取締役候補者に関する事項

(1) 補欠の社外取締役候補者とした理由について

三田与志雄氏につきましては、公認会計士、税理士として培われた企業会計に係る知識および経験を、社外取締役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について

三田与志雄氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通しており、会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4. 候補者との責任限定契約について

当社は、三田与志雄氏が補欠の社外取締役に選任され、監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## 第 6 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第 2 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を年額250百万円以内とすることにつきお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第 2 号議案「定款一部変更の件」および第 3 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 6 名となります。

本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第 7 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第 2 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とすることにつきお願いするものであります。

第 2 号議案「定款一部変更の件」および第 4 号議案「監査等委員である取締役 3 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役は 3 名となります。

本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

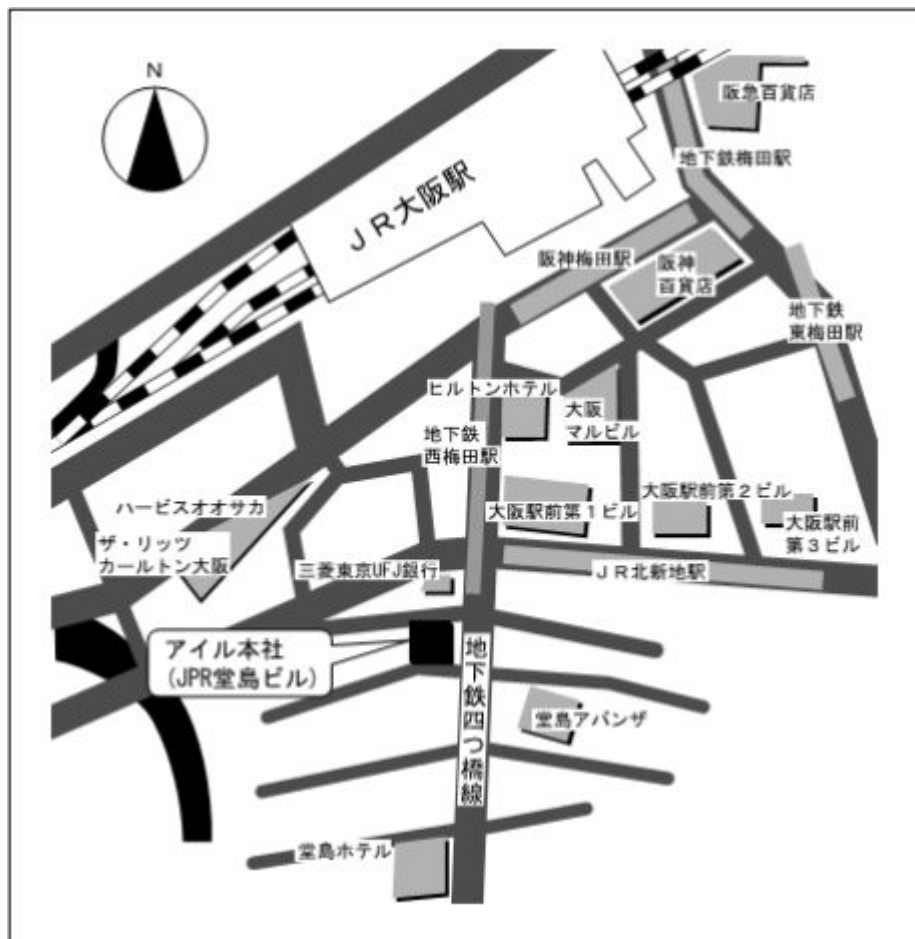
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 JPR堂島ビル 本社 3 階 大会議室  
大阪市北区曽根崎新地二丁目 1 番23号  
T E L 06-4798-1170(代)



交通 JR北新地駅（西口）・地下鉄西梅田駅（南改札）より 徒歩約3分  
JR大阪駅（桜橋口）・各線梅田駅より 徒歩約8分

駐車場および駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車および自転車  
でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。